

市会改革推進委員会における協議結果について(案)

○ 議員間討議の仕組み

【検討趣旨】

市政に関する重要な課題等について、議員間での討議を活発に行うことにより論点を明確にし、更に議論を深めることにより、意見を集約し政策提案を行うことなど、市政に民意を反映させることを目的として、議員間での討議を充実させることについて検討する。

【委員の主な意見】

- ・ 常任委員会において、積極的に議員間討議を実施していくため、委員会の冒頭に、議員間討議ができることを委員長から改めて周知してはどうか。また、注意事項として、委員個人を批判する発言は行わないこと、委員に対する資料要求は行わないこと等を決めてはどうか。
- ・ 議員間討議は、現状の委員会運営の下で十分に行えるものであり、現時点で新たなルールを設ける必要はないのではないか。
- ・ 修正案や付帯決議が提案された際に、その部分について、議員間で丁寧に議論することを考えていくべきではないか。
- ・ 常任委員会において議員間討議を行うに当たっては、テーマや必要性について、委員会の中で確認しておくべきではないか。
- ・ ルールを決めるのではなく、各議員が意識を高めることでよいのではないか。
- ・ 予算・決算特別委員会については、会派ごとに持ち時間がある中で、その時間内で議員間討議を行うことは難しいのではないか。実施する場合は、持ち時間の見直しや別途日程を定めるなどの検討が必要となるのではないか。

【委員会での結論】

まずは、常任委員会において、京都市会基本条例の趣旨を十分に踏まえて議員間討議を積極的に行っていくこととする。

予算・決算特別委員会等における議員間討議の実施方法などについての新たな提案があった際には、改めて検討することとする。